

令和5年5月2日

湯梨浜町立小中学校
保護者の皆様

湯梨浜町教育委員会
教育長 山田 直樹

新型コロナウイルス感染症感染拡大防止の徹底について（お願い）

保護者の皆様には、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止につきまして、ご理解・ご協力いただき感謝申し上げます。

さて、国の令和5年5月8日に新型コロナウイルス感染症の感染法上の5類感染症への移行に伴う鳥取県新型コロナ感染症対策本部（第425回）が5月1日に開催されました。

その会議において、県内の感染状況について、全国の状況と同様に第9波の入り口という状況であり、マスクをとっての活動は、感染防止対策をしっかりと慎重に行っていくことが重要であるとの見解が示されるとともに、県の5月8日以降の新型コロナウイルス感染防止対策が示されました。

県の示された新型コロナ感染防止対策をうけ町立学校における感染防止対策については、下記のとおりとしますので、保護者の皆様には引き続き児童生徒及びご家族の皆様の新型コロナウイルス感染防止の徹底について、ご理解・ご協力をいただきますようお願いいたします。

記

体調管理の徹底

児童生徒及び教職員の体調管理を徹底し、症状がある場合は無理をせず医療機関を受診し自宅療養を推奨します

基本的な感染対策の継続

手洗い等の手指衛生

常時換気（常時換気が困難な場合は、2方向の窓を同時に開放した換気）

マスク

○児童生徒、教職員とも、マスクの着用は任意とします（学習内容等に応じて児童生徒にマスクの着用を呼び掛ける場合がありますので、マスクは毎日持参してください）

○感染状況拡大時や通学・通勤時の混雑する場面、医療機関や高齢者施設等を訪問する場合は、着用を推奨します（スクールバスではマスクの着用をお願いします）

基本ルールの見直し【学校における新型コロナ衛生マニュアル（文科省）改訂】

○児童生徒が感染した場合・・・必ず学校に連絡してください

発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで出席停止とします（欠席とはなりません）

○5類感染症移行に伴い、「濃厚接触者」の特定は行わないことから、児童生徒に感染者との濃厚接触があったとみなされる場合でも、直ちに出席停止の対象としません。同居家族の方も特に5日間は体調管理をお願いします（可能であれば家庭内でも部屋を分けるなどの対策を）

感染流行時の対応

○感染リスクが比較的高い活動時は、学習に支障がない範囲で、対応可能な感染防止対策を実施

○児童生徒及び教職員にマスク着用を呼びかけます

対応に困られる場合・・・学校にご連絡ください

【 裏面もご確認ください 】

5類移行
対応方針

5/8以降の学校における感染防止対策について

- ◆ 今後第9波が起り、第8波より大規模な流行となる可能性も指摘されています。
- ◆ 5/8以降、新型コロナが5類感染症へ移行されますが、児童・生徒が充実した学校生活が送れるよう、感染状況に応じて基本的な感染防止対策に心がけてください。

体調管理の徹底

児童生徒及び教職員の体調管理を徹底し、**症状がある場合は無理をせず医療機関を受診し自宅療養を推奨**

基本的な感染対策の継続

- ✓ 手洗い等の手指衛生
- ✓ 常時換気
(常時換気が困難な場合は、2方向の窓を同時に開放した換気)



マスク

- 児童生徒、教職員とも、マスクの着用は任意とする
- 感染状況拡大時や通学・通勤時の混雑する場面、医療機関や高齢者施設等を訪問する場合は、着用を推奨
(留意点)
 - ・基礎疾患や感染不安などによりマスク着用する児童生徒や、健康上の理由で着用できない児童生徒に対し、**マスク着脱を強いることのない**ようにする。
 - ・**マスク着用の有無による差別・偏見等がない**ようにする。

基本ルールの見直し【学校における新型コロナ衛生管理マニュアル（文科省）改訂】

- 児童生徒が感染した場合
→ **学校の出席停止** 発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで ※5月8日 学校保健安全法施行規則改正
- 5類感染症移行に伴い、「濃厚接触者」の特定は行わないことから、**児童生徒が、濃厚接触があったとみなされる場合でも、直ちに出席停止の対象としない** ※従前は、濃厚接触者も出席停止措置

感染流行時の対応

- 感染のリスクが比較的高い学習活動時は、学習活動に支障がない範囲で、対応可能な感染防止対策を実施
(例)対面となるグループワーク、実験・観察 ⇒ 常時換気、少人数で実施、大声NG など
- 児童生徒及び教職員に、マスク着用を呼びかける
- 集団感染事案への対応については、保健所と連携し、情報収集や検査調整を進め、必要に応じて市町村とも協力しながら助言を行う 13

5類移行
対応方針

5月8日以降の県民の皆様へのお願い

分類変更後も新型コロナ感染症の感染力の高さに変わりはありません。周りの方や重症化リスクの高い方への感染を防ぐための対策をお願いします

周りの方に感染を広げないために…

- ✓ **無理せず出勤や登校を控え、自宅で安静に**
(5日間かつ症状軽快後1日経過までの療養を推奨)
- ✓ **同居家族の方も特に5日間は体調管理を**
(可能であれば家庭内でも部屋を分けるなどの対策)
- ✓ **発症後10日間は周りの方へうつさない配慮を**
(マスク着用・咳エチケット、高齢者等ハイリスク者との接触を避ける等)

事業所やお店内で感染を広げないために…

- ✓ 従業員の陽性が判明した時は、無理をせず出勤を控える等の対策を
- ✓ 新たに『感染対策宣言店』制度を開始します。ご利用時の参考にするなど、宣言店や認証店の活用をお願いします

重症化リスクの高い方を感染から防ぐために…

- ✓ 医療機関の受診や高齢者施設の訪問時は、施設の指示に従ってマスク着用など感染対策へご協力を
- ✓ 手洗い等の手指衛生やエアロゾルを意識した換気は感染対策として有効
- ✓ 感染流行期において、高齢者等重症化リスクの高い方は換気の悪い場所・混雑した場所・近接した会話等を避けることも有効

5/8以降、感染対策は「個人の選択を尊重し、自主的な取組をベースとしたもの」に変わりますが、上記を踏まえ、自主的な感染対策の実施をお願いします。